（公印省略）

神健保医第４４０号-3

令和３年６月１７日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

新型コロナウイルス感染症に係る検査における巡回診療の医療法上の  
取扱いについて（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和３年６月９日付厚生労働省医政局総務課事務連絡　別添のとおり

２　概要

(1)　新型コロナウイルス感染症における検査体制の確保のため、新型コロナウイルス感染症に係る検査を巡回診療として実施することができること

(2)　診療所又は病院が事業として兵庫県内において巡回診療を実施する際の実施計画については、適切な時期に事後的に提出することとして差し支えないこと（提出先：診療所又は病院所在地の区保健センター管理係）

(3)　患者が看護師等といる場合のオンライン診療の形で巡回診療を実施する際は、巡回診療を行う場所ごとに実施責任者を置く必要はないものとされたが、実施にあたっては通知に示された事項に留意すること

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp